

北上市立博物館規則（平成3年北上市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(休館日)</p> <p>第3条 博物館の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>12月から翌年3月までの</u>月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）</p> <p>(2) <u>12月から翌年3月までの</u>国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び前号に<u>規定する休館日</u>に当たる場合は、その翌日）</p> <p>(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（<u>前号</u>に掲げる日を除く。）</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、</u>北上市立利根山光人記念美術館の休館日は、12月1日から翌年の3月31日までの日とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>(休館日)</p> <p>第3条 博物館<u>（北上市立利根山光人記念美術館を除く。）</u>の休館日は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）</p> <p>(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日の翌日（その日が日曜日、土曜日及び前号に<u>掲げる</u>休館日に当たる場合は、その翌日）</p> <p>(3) 12月28日から翌年の1月4日までの日（<u>前2号</u>に掲げる日を除く。）</p> <p>(4) [略]</p> <p>2 北上市立利根山光人記念美術館の休館日は、<u>前項各号に掲げる日及び</u>12月1日から翌年の3月31日までの日とする。</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。